

コンプライアンス規程

特定非営利活動法人みんなのコード

コンプライアンス規程

第1条（目的）

この規程は、特定非営利活動法人みんなのコード（以下「この法人」という。）のコンプライアンスに関する事項について規定する。

2. 本規程において、「コンプライアンス」とは、法令（指針等を含む）、社内規程及び企業倫理の遵守をいう。

第2条（基本方針）

この法人の役員及び職員（以下「役職員」）は、法令を遵守することはもとより企業倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任をもって行動しなければならない。

第3条（禁止事項）

この法人の役職員は次に掲げる行為を行ってはならない。

- ① 自ら法令、社内規程及び企業倫理に違反する行為（以下、「違反行為」という。）
- ② 他の役職員に対して違反行為を指示・教唆する行為
- ③ 他の役職員の違反行為を黙認する行為
- ④ 暴力団をはじめとする反社会的勢力と関与を持つ行為

第4条（コンプライアンス責任者）

この法人のコンプライアンスにかかわる組織として以下のものを置く。

- (1) コンプライアンス担当理事
- (2) コンプライアンス・リスク委員会
- (3) コンプライアンス統括部門

第5条（コンプライアンス担当理事）

コンプライアンス担当理事は、代表理事とする。コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について報告する。

2. コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、コンプライアンス統括部門を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する責務を有する。

3. コンプライアンス担当理事の役割及び権限は以下のとおりとする。

- (1) コンプライアンス施策の実施の最終責任者
- (2) コンプライアンス違反事例の対応の統括責任者
- (3) コンプライアンス・リスク委員会の委員長

第6条（コンプライアンス・リスク委員会）

コンプライアンス・リスク委員会（以下、「委員会」という。）は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、管掌者、部門長及び外部有識者を委員として構成する。

2. 委員会は、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定
- (5) 第3号の原因の究明に向けた分析及び検討の結果並びに第4号の処分及び再発防止策の公表
- (6) その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

第7条（委員会の開催）

委員会は、定例委員会として、委員長の招集により、毎年2月及び8月に開催する。

2. 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会をいつでも招集することができる。

第8条（コンプライアンス統括部門）

この法人の管理部をコンプライアンス統括部門とする。

2. コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス体制及びその整備にかかわる企画、推進及び統括を所管し、コンプライアンス体制の実効性を挙げるための方針や施策等を検討し、実施する。

3. コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス施策の進捗状況その他のコンプライアンスにかかわる事項をコンプライアンス担当理事及び委員会に定期的かつ必要に応じて報告する。

第9条（コンプライアンス教育）

この法人は、役職員に対してコンプライアンスに関する研修を行い、また、役職員はこの法人の「倫理規程」を含むこれらの事項について、定期的に研修を受けるものとする。

第10条（通報）

この法人の役職員は他の役職員が第3条に違反する行為を行っていることを知ったときは、自己の関与の如何にかかわらず、速やかに、別に定める「内部通報規程」に基づく相談窓口に通報しなければならない。

第11条（懲戒処分等）

この会社は第3条の規定に違反した役職員を、法令又は社内規程の定めるところに従い懲戒処分に付するとともに、当社に損害を与えた取締役および従業員に対してその賠償を求めることができる。

2. 役職員は次に各号を理由として責任を免れることはできない。

- ① 法令、社内規程及び企業倫理について正しい知識がなかったこと
- ② 法令、社内規程及び企業倫理に違反しようとする意志がなかったこと
- ③ 会社の利益を図る目的で行ったこと

附 則

本規程は、2022年11月1日から施行する。

本規程は、2025年7月15日から施行する。

以上